関税・外国為替等審議会　外国為替等分科会　配布資料

対内直接投資審査制度について

令和８年11月26日

財務省国際局

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

改正の趣旨

- **健全な対内直接投資を一層促進**しつつ、安全保障等の環境変化を踏まえ、**国の安全等を損なうおそれがある投資に対して適切に対応する**ため、**対内直接投資審査制度を高度化する**。

改正の概要

施行状況等を踏まえた審査の効率化・実効性確保

①リスク軽減措置の明確化

②間接的な投資に係る規定の整備

安全保障等の環境変化への対応

③外国政府等の支配・影響下において行われる国内での投資活動に係る規定の整備

④非指定業種への投資に係る国際情勢の変化等により生じるリスクへの対応措置の新設

省庁横断的な執行体制の強化

⑤国の安全等の観点から必要な場合に、財務大臣及び事業所管大臣から関係行政機関の長への意見照会を義務付け

（※）対日外国投資委員会による省庁横断的な体制を法制上担保するもの。

施行日

公布から１年以内の政令で定める日（令和９年１月４日）

（⑤については公布の日（令和８年６月５日））

改正外為法施行に向けた対応について

- 外為審の答申（令和８年１月７日）において、**制度の明確化・透明性向上を通じた投資家の予見可能性の確保**の重要性が指摘されていることを踏まえ、**改正事項に関するガイドラインの策定をはじめ、2027年１月４日の全面施行に向けた準備を実施中**。

1. ガイドラインの作成・公表

✓ （ⅰ）リスク軽減措置に関するガイドライン、（ⅱ）事前届出対象でない投資に対する報告徴収等に関するガイドラインを年内に公表予定。

2. 届出書の添付書類

✓ 省令において（ⅰ）届出者、（ⅱ）発行会社、（ⅲ）届出者の出資者、（ⅳ）届出者の事業方針等に影響を及ぼすものについて、必要な情報を事前届出時に添付書類として提出を求める旨を規定。添付書類で求められる記載内容等について通知文を年内に公表予定。

3. 該当性リストの更新

✓ 上場企業に対して、事前届出対象範囲（指定業種/対象技術）の見直しを踏まえ、事前届出対象に該当するかどうかのアンケート調査を実施中。調査結果を取りまとめた上で年内に公表予定。

4. Q&Aの更新

✓ 日銀HPに掲載している届出・報告実務に係るQ&Aを更新し、施行日（１月４日）に公表予定。

5. 情報発信の強化

✓ 外国投資家やその代理人となる実務家、発行会社たる本邦企業及び海外当局等に対して、説明会や面会等を通じて改正外為法の内容等を説明。地方支分部局を通じた本邦企業への制度周知も実施。

✓ 財務省広報誌「ファイナンス」、財務省noteを通じた一般向けの情報発信や、雑誌への解説記事投稿等を実施。

リスク軽減措置に関するガイドライン（案）のポイント①

外為審答申

✓ 届出書に記載されるべき**リスク軽減措置の類型や具体例をガイドライン等で示すことにより、外国投資家の予見可能性に配慮した運用を行うことが適当**である。

※ 本ガイドライン（案）は、法令の解釈を新たに定めるものではなく、リスク軽減措置の類型・具体例はあくまで例示。

（１）リスク軽減措置の趣旨・目的

➢ 事前届出が必要な対内直接投資等について、国の安全等に関するリスクが認められる場合であっても、届出者が**リスク軽減措置を講ずることにより、当該リスクに係る懸念に対処できる場合**もある。当局は、届出者が講ずるリスク軽減措置が、国の安全等に関する**リスクを十分に軽減するものと認められるかについても勘案して審査**を行う。

（２）リスク軽減措置の類型・具体例

➢ **リスク軽減措置を講ずる必要性及びその具体的内容は**、届出者の属性、発行会社が営む事業、投資の態様等を総合的に勘案し、**個別具体的に判断されるべき**もの。

➢ その上で、現時点で考えられる**リスク軽減措置の一般的な類型・具体例等を例示**（次頁参照）

（３）リスク軽減措置に関する各種手続等

※ 事前届出に先立ち、当局に対して必要な情報を提供した上で、**リスク軽減措置を講じる必要性やその内容について相談することも可能**であることも紹介。

（４）リスク軽減措置遵守状況の確認

➢ 当局は、必要に応じ、質問票の送付、ヒアリングの実施、投資先の会社等の現地視察等により、**リスク軽減措置の実施状況を確認**することがある。届出者は、当局による確認に必要な協力を行うことが求められる。

リスク軽減措置に関するガイドライン（案）のポイント②

リスク軽減措置の類型・具体例

類型	主な目的	具体例（一部簡略化・抜粋）
外国政府等による影響力行使の防止	外国政府等による経営関与行為を通じた影響力行使の予防	◆ 外国政府等の影響を受けた経営関与等を行わない ◆ 発行会社の株式を将来譲渡することが想定される場合、外国政府関係主体等に譲渡しない
国の安全等に係る事業の継続性確保	国の安全等に係る産業の生産基盤・技術基盤が毀損され又は重要製品・サービスの安定的供給能力が阻害される事態の防止	◆ 特定事業の廃止・縮小・譲渡等に係る提案を行わない ◆ 特定機関等（防衛関連機関等）向け製品・サービス供給の終了・停止・縮小・遅延等に係る提案を行わない ◆ 特定事業の継続的かつ安定的な運営に必要な重要資産・設備の譲渡等に係る提案を行わない
機微技術・データの流出防止	発行会社が保有する秘密情報が外国等へ流出する事態の防止	◆ 発行会社の秘密情報に自らアクセスせず、第三者にもアクセスさせない ◆ 発行会社において特定の事業に従事する人材を、届出者又はその関係者に派遣・出向させない ◆ グリーンフィールド投資の場合、不特定多数を対象とした勧誘活動を超えて同業他社人材の引き抜きを行わない、発行会社と第三者との間で行う取引等のうち、機微技術等のやり取りを伴うものの実施を提案しない
その他	リスク軽減措置の実効性確保等	◆ リスク軽減措置の存在及び内容を発行会社以外へ開示しない ◆ 当局のモニタリングに必要な協力を行う

事前届出対象でない投資に対する報告徴収等に関するガイドライン（案）のポイント

（１）趣旨・目的

- 事前届出対象でない投資であっても、国際情勢の変化等により、国の安全に係るリスクが顕在化する可能性。
- 改正外為法では、**国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい投資に該当するか確認する必要が生じた場合に報告を求めることができる**こと等を規定。
- ただし、報告徴収等の対象は、**投資実行後の確立した財産の保護等の観点から、その範囲を真に必要な場合に限定する必要**。法令上、報告徴収等の対象となりうる期間・外国投資家の類型等を明定。

（２）本制度による対応が想定される国の安全に係るリスクの考え方

- どのような場合に**「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい」ものと認められるか**については、**国際情勢の変化その他の事由を踏まえて総合的に判断する必要**。対象となり得る事例等を**あらかじめ網羅的かつ具体的に示すことは困難**だが、
  - ① 投資実行時において**事前届出対象でなかった業種・技術等**について、**国際情勢の変化その他の事由により、国の安全の観点からその重要性が増す中で**、
  - ② **個別の投資事案**について、**投資に伴う国の安全に係るリスクが生じている又は生じる蓋然性が高まる**

  といった状況を想定。

①特定の業種・技術等の重要性の高まり

安全保障環境、技術・産業構造の変化等により

- ✓ 安全保障上の重要性が増加
- ✓ 汎用品・汎用技術の軍事転用の可能性の高まり
- ✓ 経済安全保障上の優位性・不可欠性の確保の観点から重要性が増加
- ✓ 感染症拡大等による特定の機器・製品等の重要性が増加

×

②個別の投資事案でリスク顕在化

個別の投資事案において、外国投資家が

- ✓ 軍事転用を企図して投資を行っている疑いがあり、我が国の安全保障に影響を及ぼすおそれが大きいと認められる場合
- ✓ 事業の海外移転・事業廃止の提案を企図しており、国の安全に係る産業基盤・技術基盤の維持に影響を及ぼすおそれが大きいと認められる場合
- ✓ 国の安全の観点から重要な物資等の国内での安定供給を阻害するような行為を企図している場合

※ 本ガイドライン（案）は、法令の解釈を新たに定めるものではなく、ガイドライン上の類型はあくまで例示。

届出書に係る添付書類の提出について

✓ 事前届出の受理後、**審査の一環として質問状により通例確認を行っている事項**について、**届出時点で添付書類として提出を求める**ことで、**審査の効率化・予見可能性確保を推進。**

（※）株式・議決権の取得、事業目的の変更、事業承継に係る届出が対象。届出様式本体の記載項目ではなく、添付書類とすることで、一定程度柔軟な運用を確保。

1．届出者に関する事項

- 事業内容、沿革
- 国内外における全ての事業所の所在地
- 主要な取引先及びその国籍等
- 代表者の略歴、役員の氏名、国籍等、住所、生年月日等
- 外国政府等による出資、補助金等の有無
- 届出者がファンドの場合は、GPの属性、投資規模や主要な投資先企業等の名称及びその事業内容、投資意思決定の方法

2．発行会社に関する事項

- 事業内容、沿革
- 国内外における全ての事業所の所在地
- 役員の氏名
- ウェブページのリンク
- 事前届出業種に該当する事業等の具体的な内容
- 届出者による発行会社の業績評価、経営課題に対する認識
- 新設の発行会社の場合は、届出者が日本国内に発行会社を設立して事業を行う経緯、理由及び目的等

3．届出者に出資するものに関する事項

- 氏名又は名称及び代表者の氏名、事業内容
- 届出者への出資比率及び議決権比率
- 国籍・設立国等
- 属性（銀行、保険会社、年金基金、投資ファンド、事業会社等）

※　出資比率若しくは議決権比率が5%以上のもの又は上位10位までのもののいずれか数の多い出資者の基本情報を記載

4．届出者の事業方針等に影響を及ぼすものに関する事項

- 事業内容、沿革
- 国内外における全ての事業所の所在地
- 代表者の氏名、略歴、国籍等、住所及び生年月日
- 役員の氏名、国籍等
- 資本関係の図解

※　届出者の事業方針等に影響を及ぼすものが法人の場合は、出資比率又は議決権比率が5%以上であるものに関する基本情報を記載

（参考資料）

リスク軽減措置の明確化

- 国の安全等を損なうリスクに対応する観点から、リスク軽減措置について、外国投資家の**予見可能性を確保**しつつ、その確実な実施を確保するため、**関連する手続を明確化**する。

✓ 事前届出における**届出事項にリスク軽減措置を追加**する（※）。

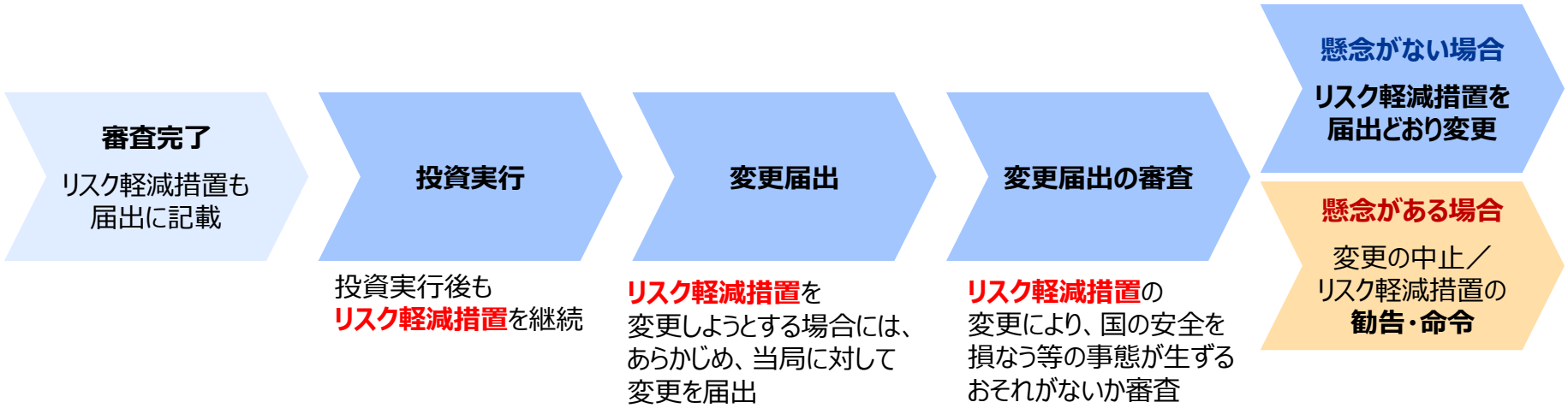
（※）リスク軽減措置の例：外国投資家が外国政府等の影響を受けて投資対象事業の遂行に関与しないこと　等

✓ 外国投資家は、審査の過程で、**リスク軽減措置の修正の届出を提出することができる**こととした上で、投資禁止期間は、当初の届出が受理された日を起点とする。

✓ 内容の変更・中止だけでなく、**リスク軽減措置についても勧告・命令できることを明確化**する。

✓ 届け出た**リスク軽減措置を変更しようとする場合**には、**変更の届出を義務付ける**。審査の結果、必要な場合には**リスク軽減措置の変更の中止や新たなリスク軽減措置を勧告・命令**できることとする。

リスク軽減措置の内容を変更しようとする場合



間接的な投資に係る規定の整備

- 外国投資家（**間接取得者**）が、日本企業の議決権等を保有する外国法人等（**直接保有法人等**）を買収すること等を通じて、**日本企業の議決権等を間接的に取得**する行為を規制対象に加え、**事前届出を求める**。

間接取得者C → 直接保有法人等Aの「買収等」

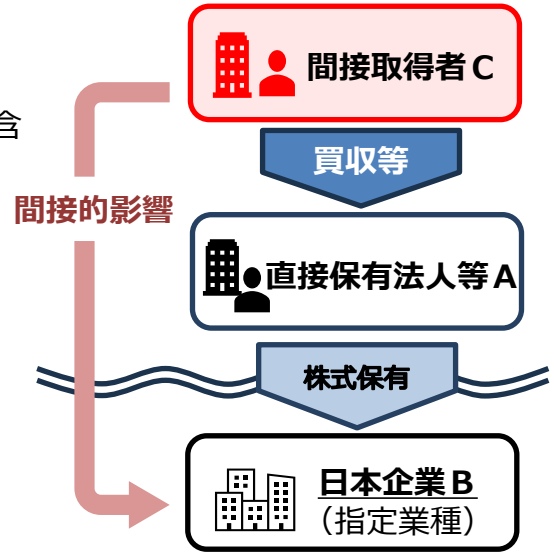
① A（又はAの親会社）の議決権を50%以上取得する行為（法律事項）

（※）議決権の合算対象には、資本関係上、間接取得者Cと同一企業グループに属する法人等が保有するものを含む。また、議決権行使等権限を含む（事業活動を支配する目的を有する場合）。

② Cの関係者がA（又はAの親会社）の役員の過半数を占める行為（法律事項）

③ ①、②に準じる行為（政令事項）

- ✓ Aの議決権行使等権限を50%以上取得する行為（Aの事業活動を支配する目的を有する場合）
- ✓ Aに係る共同議決権行使（議決権の50%以上）に同意する行為
- ✓ Aのいわゆる黄金株を取得する行為
- ✓ Aが特定組合類似団体である場合にAの業務執行組合員の過半数を占める行為　等



日本企業Bの株式／議決権保有の閾値

① 間接取得者Cが、類型的に特にリスクの高い投資家（事前届出免除制度を使えない投資家）に該当しない
⇒ **日本企業Bの株式・議決権の50%以上を保有することになる場合に届出が必要**（50%未満を政令で免除）

② 間接取得者Cが、類型的に特にリスクの高い投資家に該当
⇒ **上場企業の株式・議決権１%以上を保有することになる場合に届出が必要**（非上場企業は閾値なし）

（※）類型的に特にリスクの高い投資家以外によるグループ内取引等は事前届出不要とする。

外国政府等の支配・影響下において行われる国内での投資活動に係る規定の整備

- **類型的に特にリスクが高い非居住者等（事前届出免除制度を使えないもの）の支配・影響下において、当該非居住者等のために外国投資家以外の者（みなし外国投資家）が行う投資活動**について、**事前届出の対象**とする。

これまで	法改正後
・**外国法人等が議決権の50%以上を保有している日本企業**（居住者外国投資家）による投資や、**外国投資家の計算において**行われる投資（みなし外国投資家）は、原則事前届出が必要。	・左記に加えて、外国投資家のみなし規定を見直し、**外国政府をはじめとする類型的に特にリスクが高い非居住者等（事前届出免除制度を使えない者）の支配・影響下**において、当該非居住者等のために投資活動を行う**日本企業・国内居住者（みなし外国投資家）に事前届出を義務付け**。





外国投資家と「みなす」ことになる類型（政令において具体化）

① **契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき行われるもの**
（※）非居住者等自身が外国投資家として届出義務を負うものは除く

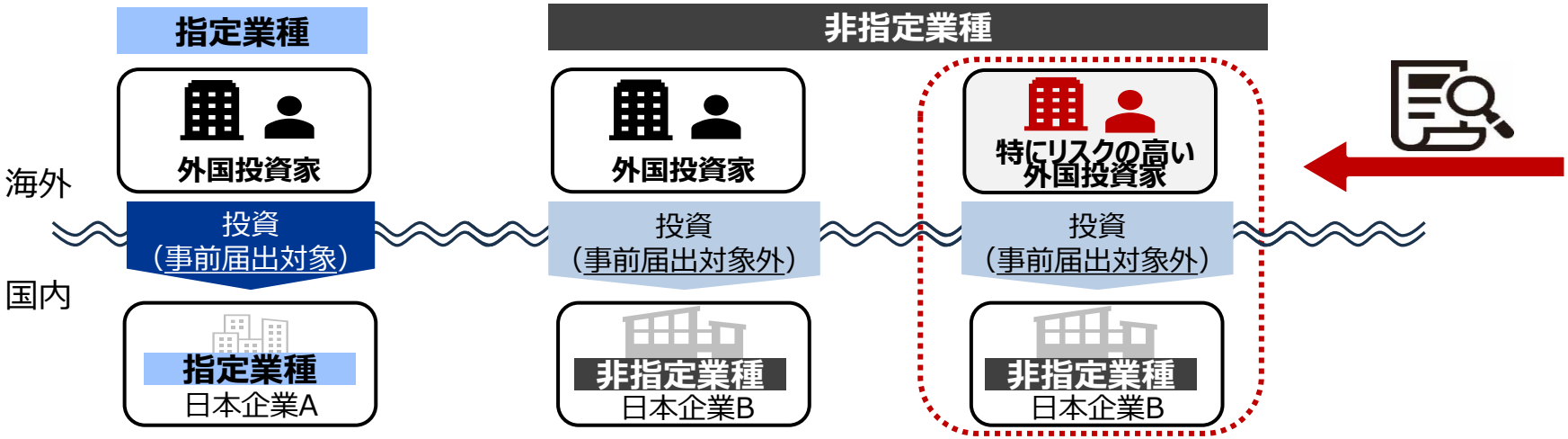
② **非居住者等との特別な関係に基づき行われるもの**
✓ 特別な関係にある非居住者等の指示で行うもの、事業や特定技術の譲渡を目的として行うもの
（※）特別な関係：親族関係、雇用関係・生計の維持、外国政府による情報収集活動への協力義務、これらの関係にあるものが議決権の50%以上を直接・間接に保有／役員の過半数を占める法人等

非指定業種への投資に関するリスクへの対応措置の新設

- **非指定業種**を営む本邦企業への投資については、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているが、**勧告・命令等の措置を講じることはできない**。
- 投資実行後に**国際情勢の変化その他の事由**により**国の安全に係るリスクが生じた場合**に対応するための措置を新設する。

✓ **事前届出の対象でない投資**（**非指定業種への投資**）のうち、**国際情勢の変化その他の事由**により、**国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい投資**に該当するかどうか確認する必要が生じた場合には、国際約束との整合性を確保しつつ、**投資実行後５年間**、外国投資家に対し、**報告を求める**ことができることとする。その上で必要な場合には、**勧告・命令**ができることとする。

（※）投資家の予見可能性と確立した投資財産の法的安定性の確保の観点から、報告等の対象は、**類型的に特にリスクの高い外国投資家**（＝外国政府をはじめとする事前届出免除制度が利用できない外国投資家）による、**株式・議決権の10%以上の取得等に限定**（政令規定事項）。



対日外国投資委員会（JFIC）について

○ 対内直接投資審査における**省庁横断的な体制を強化し、経済安全保障上のリスクへの対応強化を図るため、対日外国投資委員会（JFIC）を創設**。

○ **財務省(制度所管)・NSS(安保の総合調整)を共同議長、外務省・経産省・防衛省を主構成員**とし、その他事業所管官庁がメンバーとして参加。外国投資家のリスク属性等に係る情報については**情報コミュニティとの連携も強化**。

○ **局長級を主たる構成員**（平常事務は課長級で処理）としつつ、**必要に応じて関係閣僚の参加**を得て開催。

○ 対日外国投資委員会で扱う案件は、①**投資先の日本企業の業種や保有技術**（例：コア業種に該当するか）、②**外国投資家の属性**（例：外国政府との関係）、③**外国投資家の投資の態様**（例：取得する議決権の割合）等に基づき総合的に判断。

